

## 津山市有公用車広告掲載者募集要項

津山市有公用車に掲載する広告を募集しています。

### 1 概要

#### ①公用車の概要

公用車の種類・・・軽貨物車（夜間休日はシャッター付き車庫内に保管します。）

月間走行距離・・・400Km以上

※走行距離は過去の走行実績から算出した概算走行距離です。

#### ②広告スペースの規格等（別紙 広告概要参照）

掲載可能台数・・・最大9台

広告位置・スペース・・・後席ドア（左右）ドア1面あたりタテ50cm×ヨコ60cm

広告の素材・・・広告の内容を表示した特殊フィルムで、はく離が可能かつ、長期の広告掲載に耐えることができるものを車体に直接貼付してください。

※マグネットは走行中剥落する可能性があるため不可とします。

### 2 広告の掲載基準

広告の内容が次のようなものは掲載できません。詳しくは、津山市広告掲載基準、津山市広告掲載要領をご覧ください。

ア. 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ. 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するもの又はそのおそれがあるもの

ウ. 政治性のあるもの

エ. 宗教性のあるもの

オ. 社会問題についての主義主張に関するもの

カ. 個人又は法人の名刺広告

キ. 美観風致を害するおそれがあるもの

ク. 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

ケ. その他、広告媒体に掲載することが適当でないと津山市広告審査会が判断するもの

※広告の中には、広告主の「事業所名」「所在地」「電話番号」、「有料広告」を表示することとします。

### 3 広告掲載料

1台あたり月額3,000円（消費税を含む。）

※広告掲載承認決定通知書に記載する期日までにお支払いください。年度を超えて掲載する場合を除き、一括前払いとなります。

掲載する広告の作成及び取付・撤去に必要な経費は、広告主の負担となります。

#### 4 掲載期間

掲載期間は月を単位とし、掲載開始月から24 月を超えて掲載することはできません。25 月以降の掲載を希望する場合は、あらためて申込みが必要です。

#### 5 申込方法

次の書類を郵送又は持参してください。

- (1) 津山市広告掲載申込書
- (2) 津山市暴力団排除条例に係る誓約書
- (3) 会社案内等事業内容の分かるもの
- (4) 広告デザイン案（広告掲載承認通知後、広告掲載要領に基づき作成してください。）

#### 6 申込書の提出先

〒708-8501 岡山県津山市山北520  
津山市役所6階 財産活用課

#### 7 留意事項

- (1) 申込書は、随時受け付けています。原則として、毎月15日までの申込であれば、翌月から掲載を開始します。
- (2) 募集は、掲載枠数に達し次第、終了します。
- (3) 申込書受付後、広告掲載の可否を決定し、通知します。
- (4) 広告の掲載は広告料納付を確認後、公用車への掲載開始とします。
- (5) 提出書類は、返却しません。また、書類は、津山市情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。
- (6) 申し込みの際は、次の内容を必ず確認してください。
  - ・津山市広告掲載要綱
  - ・津山市広告掲載基準
  - ・津山市広告掲載要領

#### 【問い合わせ先】

津山市総務部財産活用課  
〒708-8501 岡山県津山市山北520  
電話番号0868-32-2122  
E-mail [zaisan@city.tsuyama.lg.jp](mailto:zaisan@city.tsuyama.lg.jp)